

議案第107号

世田谷区立保健センターの指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立保健センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第24
4条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立保健センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立保健センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立保健センター	公益財団法人世田谷区保健センター	東京都世田谷区松原六丁目37番10号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで